令和２年４月 24 日現在

財務省・国税庁

※納税の猶予の特例（特例猶予）の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- 納税について誠実な意思。
- 納期限から６か月以内に申請がある。
- 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）１　担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

２　既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- 原則として１年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- 猶予中は延滞税が軽減されます（通常　年 8.9%→軽減後　年 1.6%※）。

※令和２年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予　国税徴収法第 151 条の２

収入が概ね２割以上減少している方には、更に有利な特例ができます

納税の猶予に『特例（特例猶予）』（案）が創設される予定です

延滞税なし　**１年間猶予**　**無担保**

特　例　猶　予　（案）　の　要　件

○　以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

①　新型コロナウイルスの影響により、
令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね２０%以上減少していること。

②　一時に納税することが困難であること。

○　令和２年２月１日から同３年１月３１日までに納期限が到来する国税が対象です。
対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から２か月間に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、
譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

猶予の申請方法は裏面へ